

令和4年度 日高川町 福祉バス・タクシー券のお知らせ

高齢の方や障害のある方の外出を促進し、福祉の向上を図ることを目的とした福祉バス・タクシー券(令和4年度)の交付申請を受け付けします。



枚数と金額 | 1枚500円×年間30枚(15,000円分)
 ※1回の乗車で何枚でも使用できます。(おつりはできません。)
 ※券の有効期間は、**令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで**となります。

対象者 | 町内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方
 ①手帳の交付を受けている方
 ●身体障害者手帳(1級または2級) ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳
 ②満70歳以上で、自動車運転免許証(二輪を除く)を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けている方
 ③満70歳以上で、自動車運転免許証(二輪を除く)を取得していない方のみで構成された世帯に属する方
 ④自動車運転免許証(二輪を除く)を取得していない満70歳以上の方と、上記の手帳等の交付を受けている方のみで構成された世帯に属する方

手続き方法 | 交付を希望される方は印鑑と手帳等(③に該当する方以外)をご持参のうえ、保健福祉課、各支所、出張所のいずれかで申請してください。

受付期間 | 令和4年3月22日(火)から、随時受付をします。
 申請書を受付し、審査のうえ、認定した方に福祉バス・タクシー券を郵送でお送りします。
 券には有効期限がありますので、毎年申請していただく必要があります。

注意事項 | 今お持ちの令和3年度の券(うすい黄色)は令和4年3月31日(木)で有効期限が切れますのでお早めにご利用ください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 中津地域振興課 ☎23-9503
 美山地域振興課 ☎23-9505 寒川出張所 ☎58-0001

新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等は許しません!!

新型コロナウイルス感染症の感染者の急増に伴い、感染したくないという不安な気持ちが高まり、感染者やその家族、医療従事者等に対するデマや誹謗中傷が発生しています。

和歌山県では、いかなる理由があっても誹謗中傷等は許さないという思いから、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を令和2年12月24日から施行しています。

誹謗中傷等が発生した場合には、誹謗中傷等を行った人から聞き取りを実施し、本条例に基づき、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除するよう指導し、従わない場合にはやめるよう勧告を行います。

また、誹謗中傷等は名誉毀損罪や業務妨害罪などの刑事上の責任が問われ、懲役や罰金などの刑事罰が科される場合があるだけでなく、被害者から損害賠償を請求される場合もあり、被害者のみならず、行った人自身の人生も変えてしまうことがあります。

不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、デマを流したり、誹謗中傷等を行ったりしないよう、人権に配慮した行動をお願いします。



～ひとりで悩まず、
ご相談ください～

【コロナ差別相談ダイヤル(和歌山県人権政策課)】

TEL 073-441-2563
 FAX 073-433-4540

■お問合せ 和歌山県人権政策課 ☎073-441-2561 FAX 073-433-4540

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方の窓口負担割合が変わります

●令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

区 分		令和4年9月まで	令和4年10月から
現役並み所得者		3割	3割
世帯に被保険者が <u>1人</u> の場合	「年金収入+その他の合計所得金額」が <u>200万円以上</u>	<u>1割</u>	<u>2割</u>
世帯に被保険者が <u>2人以上</u> の場合			
上記以外の方		1割	1割

※窓口負担割合は世帯単位で判定します。

※世帯内に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいない場合、10月以降も1割負担となります。

●窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

●後期高齢者の医療費のうち、被保険者自身の窓口負担を除いて、約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター
0120-002-719にお問合せください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041
 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688